

低公害車導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 山口県トラック協会
平成 15 年 5 月 16 日制定
平成 16 年 3 月 26 日改正
平成 17 年 5 月 17 日改正
平成 18 年 3 月 23 日改正
平成 19 年 3 月 26 日改正
平成 22 年 7 月 15 日改正
平成 24 年 7 月 17 日改正
平成 25 年 3 月 28 日改正
平成 26 年 5 月 12 日改正
平成 27 年 5 月 29 日改正
平成 28 年 3 月 25 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）が行う、貨物自動車運送事業の用に供する低公害車の普及を促進するため、低公害車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車（以下「検査済自動車」という。）であって、以下に該当する自動車をいう。

① 車両総重量 2.5 トン超の天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む）、ハイブリッド自動車及び電気自動車。

(2) 「事業者」とは、協会の会員であって、低公害車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

(3) 「購入」とは、一括もしくは割賦による導入をいう。

(助成の対象事業)

第 3 条 協会は、事業者から低公害車の導入に対する助成金交付申請があった場合、その費用の一部に充てるための助成金を、予算の範囲内で交付することができる。

2 協会は、前項の申請に対して公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の環境対応車導入促進助成金交付要綱（以下「全ト協要綱」

という。)により助成の対象となるものに対し、この要綱に基づき助成する。

(助成金の交付額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、「別表」に示すとおりとする。

2 割賦及び手形により導入した天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む)、ハイブリッド自動車については、国が割賦及び手形による導入を補助対象外としているため、協会及び全ト協の助成のみとなる。

3 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、全ト協が別に定める期日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。(使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。)

(交付申請)

第6条 事業者は、全ト協助成金の交付を受けようとするときは、別紙助成申請書(様式0)及び全ト協要綱に定める環境対応車導入促進助成金交付申請書に見積書を添付し、別に定める期日までに協会へ提出しなければならない。

2 協会は、前項の申請書を全ト協が別に定める期日までに、全ト協に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 協会は、第6条の申請が適正であり、かつ全ト協から交付決定通知があったときは、様式1の低公害車導入助成金交付決定通知書により事業者に対し通知する。

2 協会は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第8条 事業者は、低公害車導入事業が完了したときは、別に定める期日までにリースによる導入のときは様式2の(1)により、購入による導入のときは様式2の(2)により、低公害車導入実績報告書(助成金交付請求書)を協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 協会は、前条の低公害車導入実績報告書(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、その報告に係る事業の実績結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該車両がリースによる導入の場合は事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第 10 条 事業者は、交付決定後、申請内容を変更するときは、様式 3 による低公害車導入促進助成金交付申請変更届出書を協会に提出しなければならない。

2 事業者は、交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式 4 による低公害車導入促進助成金交付申請取下届出書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第 11 条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 協会及び全ト協は、事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 事業者が協会を脱会したとき。

3 協会及び全ト協は、前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第 12 条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃車、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第 13 条 協会は、事業者に対し助成等に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

附 則

- 第1条 この要綱は平成15年4月1日より適用する。
- 第2条 この要綱は平成16年4月1日より適用する。
- 第3条 この要綱は平成17年4月1日より適用する。
- 第4条 この要綱は平成18年4月1日より適用する。
- 第5条 この要綱は平成19年4月1日より適用する。
- 第6条 この要綱は平成22年4月1日より適用する。
- 第7条 この要綱は平成24年4月1日より適用する。
- 第8条 この要綱は平成25年4月1日より適用する。
- 第9条 この要綱は平成26年5月12日より適用する。
- 第10条 この要綱は平成27年5月29日より適用する。
- 第11条 この要綱は平成28年4月1日より適用する。